

旭ろうさい病院 施設設備等共同利用運営要綱

(目的)

第1条 旭ろうさい病院（以下「病院」という。）は、病院の所在する地域において、医療機能の分担の促進及び医療資源の効率的活用を図り、もって当該地域の医療水準の向上と地域住民に対する一貫した適切な医療の提供に資するため、病院が有する施設及び医療機器等を地域の医療機関と共同利用に供するためには必要な事項を定めるものとする。

(共同利用の施設・設備の範囲等)

第2条 病院長は、地域の医療機関の要請に応じ、病院が有する施設及び医療機器等を共同利用に供するものとする。

2 病院長は、地域の医療機関から紹介のあった患者を病院の医師と地域の医療機関の医師と共同で診療（以下「共同診療」という。）するため専用病床（以下「開放型病床」という。）を5床設置する。

3 共同利用できる施設（以下「施設等」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 講義室
- (2) 図書室
- (3) 研究室
- (4) 会議室（501.502.503）

4 共同利用できる医療機器（以下「医療機器等」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) コンピュータ断層撮影装置
- (2) 磁気共鳴断層撮影装置
- (3) 核医学断層装置
- (4) 上部消化管内視鏡検査装置
- (5) 乳房X線撮影装置
- (6) 超音波診断装置

(利用者)

第3条 開放型病床及び医療機器等を利用できる地域の医療機関は、旭ろうさい病院地域医療連携システム実施要綱（平成元年4月1日施行）第3条第1項の規定により認定した地域連携登録医（以下「登録医」という。）とする。

2 施設等は、登録医及び登録医が所属する医療機関の医療従事者（以下「登録医等」という。）が利用できるものとする。

(開放型病床の利用対象患者)

第4条 開放型病床を利用できる患者は、登録医より紹介され、医学的に急性期医療又は高度医療が必要と病院医師により判断された者とする。

(主治医及び副主治医)

第5条 開放型病床に入院する患者（以下「入院患者」という。）の主治医は、病院長が病院医師から選任し、副主治医は、登録医とする。

(開放型病床の利用)

第6条 開放型病床の利用を希望する登録医は、患者に対して、共同診療の趣旨を説明し、同意を得た上で診療情報提供書（兼）受診依頼票により、地域医療連携室に申し込むものとする。

2 病院は、前項の申し込みがあった場合、患者を診察し、入院の必要を認めた場合、入院決定をし、開放型病床への入院の手続きを行う。

3 病院は、患者が開放型病床へ入院した場合は、ご紹介患者様の入院報告を、患者が退院した場合は、ご紹介患者様の退院報告を登録医に送付する。

4 登録医は、病院での入院患者の診療にあたっては、副主治医として主治医と協力して行うものとする。

5 登録医は、入院患者に対して、入院期間中に開放型病床訪問による診療又は指導を行うよう努めなければならない。

6 登録医の共同診療の時間は、午後1時00分から午後5時00分までとする。
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

7 登録医が共同診療を行う場合は、地域医療連携室で受付をし、病院が用意する名札及び白衣を着用するものとする。

(施設等の利用)

第7条 施設等の利用を希望する登録医等は、地域医療連携室を窓口として申し込むものとし、登録医等と院内関係部署との連絡調整については、地域医療連携室が担当する。

2 登録医以外の者が参加する場合の施設等の利用は、第2条の3の利用とする。

3 図書室の図書の持ち出しは禁止する。

4 登録医が施設等を利用する時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月3

1日までの日を除く。)

5 登録医等は、会議室を利用する場合は、利用を希望する日の2週間前までに旭ろうさい病院登録医等施設利用申請書を病院長に提出しなければならない。

6 病院長は、会議室の利用を許可した場合は、旭ろうさい病院登録医等施設利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。

7 病院長は、公共の福祉のためやむを得ない事由があるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

（医療機器等の利用）

第8条 第2条第4項に定める医療機器等を利用し、検査の実施を希望する登録医は、患者の同意を得た上で、診療情報提供書（兼）検査依頼申込書により地域医療連携室に申し込むものとする。

2 地域医療連携室は、前項の申込みがあった場合、予約状況を確認し、予約日を登録医に回答する。

（病院諸規定の遵守）

第9条 共同利用する施設及び医療機器等の利用については、この要綱を遵守するものとする。

（医療事故への対応）

第10条 登録医の過失により病院に損害を与えたときは、登録医は賠償の責任を負うものとする。

（庶務）

第11条 病院施設設備共同利用運営に関する庶務は、地域医療連携室において処理する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、病院施設設備共同利用運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31年 4月 1日から施行する。